

## 川崎市下水道出前教室実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民等の団体が主催する集会等に職員が講師として出向き、下水道のしくみや事業内容についての解説を行う川崎市下水道出前教室（以下「下水道教室」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民の下水道に関する理解を深め、意識啓発を図るとともに、市民等との協働による下水道事業の推進に寄与することを目的とする。

### (対象)

第2条 下水道教室を受講することができる者は、原則として市内に在住、在勤又は在学する者で構成され、講座当日おおむね10人以上の参加が見込まれる団体等とする。

### (名称及び内容)

第3条 下水道教室の名称は「カッピーの下水道教室」とし、その内容は、別表のとおりとする。

### (開催日、時間及び場所)

第4条 下水道教室は、原則として毎年6月1日から翌年の3月31日までの日（川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条に規定する休日を除く。）に開催する。

2 下水道教室は、午前10時から午後5時までのうち1時間半程度とする。

3 下水道教室の開催場所は、原則として市内に限るものとし、その会場については、下水道教室を受講する団体等の責任において確保しなければならない。

### (受講の申込み)

第5条 下水道教室を受講しようとする団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として受講希望日の1か月前までに、川崎市下水道出前教室

申込書（第1号様式）を、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

（実施の決定）

第6条 管理者は、第5条の規定による申込書を収受したときは、実施の可否を決定し、川崎市下水道出前教室実施決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の実施を決定する場合において、必要に応じて条件を付することができる。

（実施の制限）

第7条 管理者は、第2条で定める団体等が開催する集会等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、下水道教室を実施しない。

- （1） 営利を目的とするもの
- （2） 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- （3） 下水道教室の目的に反すると認められるとき。

（費用負担）

第8条 下水道教室の講師の派遣費用は、無料とする。ただし、下水道教室の受講に際して開催場所の確保及び設営に要する経費等が必要となるときは、受講者がこれを負担する。

（実施結果の報告）

第9条 当該下水道教室の担当課長は、下水道教室終了後速やかに川崎市下水道出前教室実施結果報告書（第3号様式）を、経営戦略室の広報戦略担当の担当課長に提出しなければならない。

（所管）

第10条 下水道教室に関する総括及び受付事務は、経営戦略室において行う。

(委任)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

下水道教室 講座テーマ
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 下水道に関する講義 「下水道のしくみとはたらき」 下水道の役割、歴史及び下水処理の作業工程などを説明します。 「下水道を大切に使うためのお願い」 下水管などの設備保全について、注意点や身近にできることを説明します。</li><li>○ 体験実習 「微生物の検鏡体験」 活性汚泥の中にいる微生物を観察します。</li></ul>

## 川崎市下水道出前教室申込書

申込日 年 月 日

（あて先）川崎市上下水道事業管理者

申込団体名 \_\_\_\_\_

（名称が無い場合は記入不要）

代表者氏名 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

（電話番号、FAX番号、E-mailアドレス等を記入してください。）

連 絡 先 \_\_\_\_\_

参加予定人数 \_\_\_\_\_ 人

※記載いただいた個人情報は、下水道教室に関する連絡のためのみに利用し、それ以外には使用いたしません。

コピーの下水道教室の実施を次のとおり申し込みます。

希望テーマ	1 <input type="checkbox"/> 入門編 [小学生レベル] 2 <input type="checkbox"/> 中級編 [学生、一般レベル]
受講希望日時	第1希望 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 第2希望 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 ※御希望のレベル・日時をもとに日程調整を行います。 ※他の用務の都合により御希望にそえない場合があります。 ※原則、平日の午前10時から午後5時までの1時間30分以内でお願いします。
会 場	名 称 _____ 住 所 _____ ※原則として川崎市外の会場での実施はできません。

**【お願い】**

- 1 受講当日ご参加の皆様への周知をお願いいたします。
  - (1) 下水道教室は、苦情や要望をお聞きする制度ではありません。
  - (2) 営利目的、政治又は宗教活動を目的としたものや下水道教室の目的にそわない場合は実施できません。
  - (3) 下水道教室の様子や質疑応答等は、公表させていただく場合もありますので御承知おきください。
- 2 会場の設営に要する費用及び有償の資料に関する費用は、申込者側での御負担をお願いします。
- 3 出前講座をよりよいものとするため、アンケートに御協力ください。

[処理欄]（記入しないでください。）

教室担当課	申込書受付年月日	教室担当課收受年月日	備 考
_____ 課 電話 _____			

※申込受付課は速やかに收受印を押し、そのコピーを教室担当課に送付すること。

第2号様式（第6条関係）

川 第 号  
年 月 日

（申込者） 様

川崎市上下水道事業管理者

### 川崎市下水道出前教室実施決定通知書

コピーの下水道教室にお申し込みいただき、ありがとうございました。  
次のとおり実施いたしますのでお知らせします。

- 1 テーマ (番号)
- 2 日 時 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
- 3 会 場
- 4 参加者 (人数 約 人)
- 5 市の説明者 課 ほか 人
- 6 その他

#### 「実施にあたってのお願い」

- 1 下水道教室は、下水道について職員が説明を行い、質疑応答を通して下水道に関する理解を深めていただくためのものです。苦情や要望をお聞きする場ではありませんので、受講当日御出席の皆さまへの御周知をお願いします。
- 2 当日の様子を印刷物その他に掲載又は録音・録画される場合は、事前に御連絡をお願いします。
- 3 下水道教室をよりよい活動とするため、アンケートに御協力をお願いします。
- 4 日時、会場、テーマの変更・取消等がある場合は、資料の都合がありますので、あらかじめ御連絡をお願いします。

#### 【問い合わせ先】

担当課

担当者

電 話 0 4 4 - -

E - m a i l 80

@city.kawasaki.jp

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

広報戦略担当課長

（教室担当課） \_\_\_\_\_

### 川崎市下水道出前教室実施結果報告書

カッ皮的の下水道教室を次のとおり実施したので報告します。

- 1 テーマ (番号)
- 2 日 時 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
- 3 会 場
- 4 参加者 (人数 約 人)
- 5 本市説明者 課 ほか 計 人
- 6 質疑応答、意見交換での質問・意見とその回答又は対応

※質問や意見ごとに記載すること。対応とは「回答を保留し〇〇課と調整後、〇日までに回答する。」「〇〇については〇〇なので、〇〇課に〇〇を依頼した。」など、具体的詳細に記載すること。

- 7 担当職員の意見、感想等